

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び業者の住所

株式会社佐藤建設
秋田県雄勝郡羽後町大久保字柏原 96-9

2. 指名停止措置期間

令和 8 年 4 月 9 日から令和 8 年 4 月 22 日まで（2 週間）

3. 指名停止措置の範囲

東北森林管理局管内

4. 事 実 概 要

株式会社佐藤建設は、国土交通省発注の工事において、当日連続雨量が中止基準を超過し休工であったにもかかわらず、作業員が現場資機材の回収のため現場に入り、引き上げる際に現場内の上部法面が崩落し土砂に巻き込まれた作業員のうち 1 人が死亡する事故を起こした。

5. 指名停止措置理由

上記のことは、「工事請負契約指名停止等措置要領」別表第 1 当該部局の管轄区域内において生じた事故に基づく措置基準第 8 号（安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故）に該当する事実とし、契約の相手方として不相当であると認められるため。

〈工事請負契約指名停止等措置要領〉

別表第 1 当該部局の管轄区域内において生じた事故に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 8 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 2 週間以上 2 カ月以内

問い合わせ先
東北森林管理局
秋田県秋田市中通 5 - 9 - 16
総務企画部 経理課長 山田 清美 電話 018-836-2070